

越水に対して「粘り強い河川堤防に関する技術」第2回公募 FAQ

QA 番号	公募要領 の頁	質問	回答
1	p3	「パッケージ」での提案とありますが、一つの組合せに対して一つ応募する必要がありますでしょうか。	原則として、同種類の構成部材（パーツ）による一つの組合せに対して一つの応募が必要です。
2	p3～p5	1社で複数件の応募（例えば1件は共同開発者と、もう1件は単独による応募など）が可能でしょうか。	1社で複数件の応募が可能です。
3	p3、p11、 p15	「自立型」と「その他構造」との違いは何でしょうか。	別紙1（1）のとおり、自立型（自立式特殊堤を含む）は、「盛土の部分がなくとも自立部が自立し、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造で、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対する堤防機能及び越水に対する性能を発揮するもの。」としており、「堤防に求められる基本的な機能や設計に反映すべき事項、考慮すべき事項への対応は自立式特殊堤の確認方法と同じと考えられるもの。」になります。 その他構造は、「コア部分のみで自立はしないが、周辺の盛土（堤防）との複合体として計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対する堤防機能及び越水に対する性能を発揮するものなど」が想定され、各機能の確認方法は、応募者が評価項目に基づき確認方法を個別に設定し、その確認結果および根拠を提出していただく必要があります。
4	p3、p11	エントリー後の構造変更や、それに伴う技術の分類の変更は可能でしょうか。	エントリー時の資料については、公募期間内であれば修正が可能です。
5	p3、p11、 p15	表面被覆型と自立型の混合型（ハイブリッド構造）でも良いでしょうか。また、その場合、越水に対する性能は、表面被覆型と自立型のいずれも満足しないといけないのでしょうか。	応募は可能です。 表面被覆型、自立型のそれぞれ単独では評価できない場合は、その他構造として扱い、公募要領別紙3（3）その他の提出（例）にあるとおり、各機能の確認方法は、応募者が評価項目に基づき確認方法を個別に設定し、その確認結果および根拠を提出していただきます。提出された資料に基づき、評価委員会で評価致します。
6	p5	5.公募期間(2)が令和8年1月末となっておりますが、回避できない不測の事態等で期間内に実験等終了しない場合など、公募期間を延長していただくことは可能でしょうか。	公募期間の延長は想定しておりません。
7	p5	修正事項があった場合等、公募期間後に資料の差し替えや追加提出は可能でしょうか。	公募期間内で提出していただくこととしており、原則として、公募期間外での差し替えや追加提出はできません。（ただし、ヒアリング等で評価者側から別途資料提出の依頼があった場合は除く）

QA 番号	公募要領 の頁	質問	回答
8	p6	評価階層における「越水に対する性能を有している」とは、具体的にどのように確認するのでしょうか。	30cmの越流水深に対して、越流時間3時間の間は、別紙1(2)①②に示す越水に対する性能を維持している状態であることを、実験、実験により検証された手法による解析のいずれかで確認することとしています。
9	p6	評価階層の分類B及びCに「現地での不確実性が残る」との記載がありますが、評価にあたっては現地での実証が必要なのでしょうか。	現地での実証がなくても評価の対象になります。 この場合には限られた条件下で行われた実験結果に基づき評価されたことになり、降雨や洪水の作用、施工後の堤防の変形（沈下、不陸等）、施工状態（土質・土層構造の不均質性、築堤履歴等）、維持管理状態（補修履歴、軽微な変状等）などの現地の様々な影響を取り込んだ評価とならないことから、現地に施工された場合には様々な影響により越水に対する性能を満足しない可能性があるため、「現地での不確実性が残る」と記載しています。
10	p11	構造検討の考え方（設計思想）等を記入することとありますが、構造計算の方法とは何が違うのでしょうか？	構造検討の考え方には、パッケージが性能を発揮する原理、パッケージにおける構成部材の役割等を、構造計算の方法には、対策にあたりどのような式を用いたかや、どのような仕様を規定したかを記載してください。
11	p13	越水に対する性能について、信頼できる解析で確認した場合でも実験による確認は必要でしょうか。	別紙2(1)②技術提案を求める上での与条件（実験等により確認を行う場合の留意点）のとおり、「実験により検証された解析手法」を用いて確認した結果の提出を予定している場合には、信頼出来る解析手法として、類似の実験や被災事例等を対象として検証されていることを示す必要があります。
12	p13	実験により検証された手法による解析とあるが、どの程度の再現性があれば良いのでしょうか。	「実験により検証された手法による解析」の前提条件となる検証結果の資料を提出していただき、再現性を含めて手法としての妥当性について、評価委員会で確認致します。
13	p18	自立型の場合、モデル堤防より高い自立型擁壁により検証を行っても良いのでしょうか。	モデル堤防の与条件を対象に性能の確認を行っていただくことを基本としています。 これにより難い場合には、適用範囲とあわせて確認の方法等の妥当性を示していただく必要があります。
14	p18	実験を行う場合の堤防縦断方向の幅について、別紙2(1)①【実験時の堤防縦断方向の幅の考え方】が示されていますが、当該記載を踏まえ、応募者で任意に設定すれば良いのでしょうか。	ご認識の通り、別紙2(1)①【実験時の堤防縦断方向の幅の考え方】を踏まえて設定してください。
15	p18	実験の規模が大きいため、検証可能な水路が限定されると思いますが、実験の実施を希望する場合、第三者機関等への相談は可能でしょうか。	複数の実験施設があることを確認しております。 実験施設の借用を希望する場合は、第三者機関ではなく実験施設の管理者に直接お問い合わせください。
16	p18	表面被覆型の場合、モデル堤防における断面形状については、裏法面被覆材や覆土、天端保護工（舗装）は含まれているのでしょうか？ 仮に含まれない場合、モデル堤防に対して被覆+覆土をすると、モデル堤防における官民境界を超過する可能性があります。それでも良いのでしょうか。	今回の技術公募においては、裏法面被覆材や覆土、天端保護工はモデル堤防の断面内には含まないものとして提案してください。 官民境界を超過する場合は、様式-1の適用範囲に必要な官民境界の位置を記載してください。

QA 番号	公募要領 の頁	質問	回答
17	p22	『別紙2（3）技術提案を求める上での与条件（外力条件）』『その他』の項に、「As層以外は液化化しない」との記載がありますが、地震動を与えた後に越水試験を行うのでしょうか。	地震と越水は同時発生せず、それぞれの事象として検討を行ってください。
18	p22	常時および地震時の平水位の数値は記載されていませんが、-1.0mでしょうか？ その際、水圧は作用しないことよろしいでしょうか？	常時及び地震時の平水位は、別紙2（3）における洪水時の平水位と同様に、「-1.0m」としてご下さい。なお、水圧については、応募技術の構造に応じ、適切に作用させてください。
19	p22	越流時間3時間の起点は越流水深が30cm以上となった時点で良いのでしょうか。	越流時間3時間の起点は、越流水深が30cm以上となった時点としてご下さい。
20	p26	【様式3-1】（表面被覆型）の検討項目2③の堤防の直接侵食に対する安全性について、堤防の天端・裏法面・裏法尻パーツでのパッケージが求められている中で「（表法面の）侵食」に対する安全性の照査は必要無いのではないのでしょうか。表法面の侵食対策も提案すべきでしょうか。	侵食に対する安全性について確認方法を提出いただくことを基本としていますが、川表側に影響のない工法の場合には、その旨を記載していただくことで、確認方法及び確認結果の提出を省略することが可能です。
21	p26	【様式3-1】（表面被覆型）の検討項目2④と⑤の浸透の作用に対する安全性について、法面被覆型で川表側に影響のない工法の場合には、浸透の安全性の解析及び基礎地盤の安全性の検討は不要だと思われそうですが、提出は省略可能でしょうか？	公募要領p12（4）既存の堤防の性能を毀損しないこと に記載の通り、表面被覆型において、表面被覆材の重量が821kg/m ² 以下であり、かつ計画堤防断面に大きく影響しない技術については、様式3の関連項目の記載は省略してもよい。としています。ただし、透水性を阻害する表面被覆材の場合は、浸透に対する安全性の確認（様式3-1の検討項目2評価項目④、⑤）は実施することとしております。
22	p26	【様式3-1】（表面被覆型）の検討項目4⑦施設計画上の津波による侵食に対する安全性について、法面被覆型で川表側に影響のない工法の場合には、堤防法面の直接侵食に対する安全性の計算は不要だと思われそうですが、提出は省略可能でしょうか？	波浪等の作用に対する安全性について確認方法を提出いただくことを基本としておりますが、川表側に影響のない工法の場合には、その旨を記載していただくことで、確認方法及び確認結果の提出を省略することが可能です。